

特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する申請に必要な書類

〔根拠規定：免許法第5条の2第3項〕

- ・特別支援学校教諭免許状(盲、聾、養護学校教諭の免許状を含む。)を有する方が、当該免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合は、次の申請書類を提出してください。
- ・各書類の「氏名」には、戸籍簿に記載されている氏名を楷書で正確に署名してください。
なお、免許システムで使用しているフォントでは表記できない漢字の場合、対応する字に置き換えて表記することができます(免許システムで使用している文字フォントはJIS2004です)。

新教育領域の追加は、免許状を授与した都道府県教育委員会が行います。

秋田県以外の都道府県教育委員会から授与された免許状を有する方は、当該都道府県教育委員会の定めるところにより新教育領域の追加申請をしてください。

この申請は、追加の定めを受けようとする特別支援教育領域について認定課程を有する大学において単位を修得した場合に限ります。※※免許法認定講習や放送大学の単位は使用できません。※※

免許法認定講習や、放送大学で単位を修得した場合は、別に定める【教育職員検定】特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する申請に必要な書類」をご参照の上、申請書類をご用意ください。

申請書類	留意事項
1 教育職員免許状授与等申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">・様式右上の日付は、申請日(書類の提出日)としてください。・様式第1号の「本籍」には、都道府県名のみ記入してください。・「1免許状の種類」は、「特別支援学校教諭免許状」となるよう、空欄()には二種、一種又は専修のいずれかを記入してください。 ※追加の定めを受けようとする免許状が盲学校、聾学校又は養護学校教諭免許状の場合には、特別支援学校教諭免許状に読み替えて記入してください。・「2教科等」には、追加の定めを受けようとする特別支援教育領域名を記入してください。 〔 視覚障害者に関する教育 聴覚障害者に関する教育 知的障害者に関する教育 肢体不自由者に関する教育 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育 〕
2 履歴書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none">・様式第2号の「本籍」には、<u>番地等まで正確に記入</u>してください。・「免許」には、既に所持している全ての教員免許状について記入してください。・「学歴」には、在籍した学校について、高等学校から順に記入してください(小学校及び中学校の記載は省略できます)。 また、免許取得のための科目履修等の期間がある場合にも、単位を修得した教育機関名を記入してください。(大学卒業後に、通信教育で科目履修した場合等)・「職歴及び賞罰」には、<u>職歴の欄と賞罰の欄をそれぞれ設けてください。</u> (記入例) 職歴 「○○学校(臨時講師) △△教育委員会」 賞罰 「なし」 等・職歴は、古いものから順に記入してください。 発令年月日(入・退社日)、事項に勤務先の名称及び職名又は職種、官公庁に発令機関(教育委員会名等)を記入してください。給与に関する事項は記載不要です。・記入欄が不足する場合は、欄を増やした様式を作成し記入してください。・日付は、様式第1号と一致させてください。<u>申請者が署名</u>してください。
3 誓約書(様式第3号)	<ul style="list-style-type: none">・教員免許状を授与するにあたり、欠格事由に該当しないことを誓約していただくものです。内容を確認の上、<u>申請者が署名</u>してください。・日付は、様式第1号と一致させてください。
4 学力に関する証明書	<ul style="list-style-type: none">・大学等の単位修得機関から、必ず「<u>学力に関する証明書</u>」を取り寄せてください。 「学力に関する証明書」は、<u>教員免許の授与申請をするための専用の証明書</u>で、単位の修得状況を免許法に定める科目区分で確認できる形式のものです。

		<p>追加の定めを受けようとする特別支援教育領域に係る「特別支援教育に関する科目」の単位が確認できる「学力に関する証明書」を提出してください。</p> <p>※この申請では、放送大学や認定講習で修得した単位は使用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の大学等で単位を修得している場合は、漏れのないように注意してください。
5	新教育領域を追加する免許状の原本	<ul style="list-style-type: none"> 新教育領域の追加の定めを受けようとする特別支援学校教諭免許状(盲、聾、養護学校教諭免許状を含む。)の原本を提出してください。 <p>※現に複数の特別支援学校教諭免許状を有する場合には、いずれか1通とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新教育領域を追加する免許状の氏名又は本籍地が、婚姻等により申請書の記載と異なる場合には、追加申請の前に、必ず書換え申請をしてください(別途、申請書類と手数料が必要です)。
6	氏名又は本籍地の異動の変遷が確認できる戸籍関係の書類	<ul style="list-style-type: none"> 提出する書類に記載されている氏名又は本籍地が、婚姻等により申請書(様式第1号)の記載と異なる場合には、異動の変遷が確認できる戸籍抄本が必要です。ただし、複数回異動しているなどの理由で、戸籍抄本だけでは異動の変遷が確認できない場合があります。証明書に記載される内容について、交付前に各自治体の戸籍担当にご確認の上、適当な証明書を提出してください。 本籍地については、都道府県が変更されている場合にのみ提出してください。 同一県内で異動(市区町村以下のみ変更)した場合、戸籍抄本は提出不要です。 証明日(発行日)から一定期間以上経過したものは、使用できません。
7	証紙納付書 (教育職員免許手数料)	<ul style="list-style-type: none"> 証紙納付書右上の日付と納付者の「住所」及び「氏名」は、申請書(様式第1号)と一致させてください。 手数料額…1回の追加申請につき 3,300円 です。 新教育領域を追加する場合は、追加申請する教育領域の数に関わらず1申請毎に手数料が必要です。 「納付金額」欄に合計額を記入し、秋田県収入証紙で納付してください。 納付金額を訂正したものや、証紙を私印等で割印したものは無効です。 証紙は1枚ずつ(重ねずに)しっかりと貼付してください(セロハンテープ使用不可)。 秋田県証紙の売りさばき場所は、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」で確認できます。(美の国あきたホーム:■調べる・部署別で探す)>出納局>会計課)(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/459) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 秋田県収入証紙には、1円、10円、30円、50円、100円、200円、300円、500円、1,000円、2,000円、5,000円、1万円の種類があります。売りさばき場所によって取り扱いの種類が異なることがあるので、購入前に確認してください。 </div> 秋田県外に居住するなどの理由で、証紙の入手が困難な場合には、「郵便普通為替」又は「郵便定額小為替」でも納付することができます。(普通と定額では、為替の発行手数料が異なります。取り扱いのある郵便局窓口でご確認ください。) 為替で納付する場合には、「指定受取人」欄は無記名のまま提出してください。また、為替は機械処理されるため証紙納付書には絶対に貼らないでください。 手数料を過剰に納付された場合は、理由に関わらず受付できませんので申請書類を返送します。
8	免許状送付用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 手続き完了後に当課から免許状を送付する際に使用する封筒を同封してください。 角形2号の封筒(定形外・240mm×332mm)に、送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。※事務処理を円滑にするため、宛名には「様」を付けてください。 定形外郵便料金の切手(50g以内・120円分)を貼付してください。 <p>※特殊取扱郵便(「特定記録」や「簡易書留」など)の適用を希望する方は、必ず定形外郵便料金に相当額の切手を追加して貼付してください。なお、特殊取扱料は、日本郵便のホームページ等でご確認ください。</p>

○ 書類の審査は、毎月2回行います。

免許状の送付には、審査終了後1~2週間(年度末は3~4週間)程度かかります。特定の期日までに教育領域を追加した免許状が必要な方は、**申請書類を提出する前に必ずご連絡ください**。

○ 書類に記入した申請日と、実際の提出日が乖離している場合は、申請を受付できないことがあります。

○問い合わせ先

秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許班 免許事務担当あて ※県庁第二庁舎7階です。
TEL:018-860-5141

【申請書類の送付先】

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許班
申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「新領域追加申請書類在中」と朱書きしてください。

教育職員免許法に改正により、平成21年度から教員免許更新制が導入されています。

制度導入後に初めて授与された教員免許状(新免許状)をお持ちの方の場合、**特別支援教育領域の追加により、免許状の「有効期間の満了の日」が変わることはありません。**

また、制度導入以前に授与された教員免許状(旧免許状)をお持ちの方の場合も、同様に、**特別支援教育領域の追加により、自身の修了確認期限を延期することはできません。**

※教員免許更新制については、文部科学省のホームページで確認できます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm